

第 12 回ディベート・アゴラ

論題：日本は死刑制度を廃止すべきである。

肯定側立論

プランを述べます。

1. 刑法を改正し、死刑を廃止します。
2. 最高刑は現行の無期懲役とします。
3. **2004 年 3 月**から施行します。

プランから発生するメリットを説明します。

メリット 1 は「残虐な刑罰の廃止」です。

発生過程を説明します。

死刑は残虐な刑罰です。

精神科医の加賀乙彦氏は『死刑囚の記録』**1997 年**¹の中で以下のように述べています。

引用開始。

「死刑が残虐な刑罰ではないという従来の意見は、絞首の瞬間に受刑者がうける肉体的精神的苦痛が大きくはないという事実を論拠にしている。(中略)しかし、私が本書でのべたように死刑の苦痛の最たるものは、刑執行前に独房のなかで感じるものなのである。死刑囚の過半数が、動物の状態に自分を退行させる拘禁ノイローゼにかかっている。彼らは拘禁ノイローゼになってやっと耐えるほどのひどい恐怖と精神の苦痛を強いられている。これが、残虐な刑罰でなくて何であろう。」引用終了。

このような死刑という残虐な刑罰が廃止されるのですから、メリットが発生します。

重要性を説明します。

残虐な刑罰は、不当に人権を侵害しています。

アムネスティ・インターナショナル日本支部編『死刑廃止』**1999 年**²より引用します。

引用開始。

「残虐な刑罰が禁止されるのは、それが不当に人権を侵害し、人間の尊厳を害するからである。死刑の合憲性の問題は、人権の問題なのである。人権は、多数者から少数者を守ることに眼目がある。多数の意思によっても奪えないのが、人権である。死刑の合憲性という人権の問題を国民意識や世論という多数の意思によって判断するのは、妥当でない。死刑が「残虐な刑罰」にあたるか否かは、人権の法理によって決められるべき問題である。」引用終了。

¹ 加賀乙彦 (精神科医・作家) 『死刑囚の記録』 (中央公論社、**1997 年**) pp. 230-231

² アムネスティ・インターナショナル日本支部編『死刑廃止 (アムネスティ人権報告書 8)』 (明石書店、**1999 年**) p. 23

メリット2は「誤判からの救済」です。

発生過程を説明します。

1. 誤判は無くなることはありません。

弁護士にしこおりあつしの錦織 淳氏は『死刑の遺伝子』1998年³の中で以下のように述べています。

引用開始。

「もう一つさらに具体的な例を挙げるならば、刑事裁判でも民事裁判でも再審制度が認められています。本来なら再審などあってはならないものです。(中略) そう考えると、誤判、過ちは当然の前提とされるべきであると考えざるべきです。そしてどう裁判制度をよくしようと、健全な司法制度をつくろうと、文明的な司法制度を作ろうとしてみたところで、これはなくならない問題なのです。(中略) 誤判の問題は死刑制度を存続するかどうかということにとって、決定的に重要な問題であると思います。」引用終了。

2. 現実に冤罪が起きています。

『日本の論点 '93』⁴より引用します。引用開始。

「戦後では一度死刑の宣告をうけてその後無罪になった例が九件(中略)、他に刑確定後も無罪を訴え、再審請求している事件も多い。」引用終了。

重要性を説明します。

誤判は絶対に許されるべきではありません。

だんどうしげみつ 団藤重光、東京大学名誉教授は『日本の論点 '93』⁵の中で以下のように述べています。引用開始。

「死刑存置論者は、誤判などめったにあるものではないという。死刑について誤判などざらにあってはたまったものではないが、100人に1人、1000人に1人、否、1万人に1人であっても、それは絶対に許されるべきことではないのである。人間の尊厳、個人の尊厳とはそういうものである。」引用終了。

以上の理由から、死刑は廃止すべきと主張します。

³ 島田荘司(作家)、錦織淳(弁護士)『死刑の遺伝子』(南雲堂、1998年) pp. 318-319

⁴ 「存続か、廃止か。死刑制度論議に関する基礎知識」『日本の論点 '93』(1992年) p. 517

⁵ 団藤重光(東京大学名誉教授)「死刑に犯罪抑止力なし。誤判の前にはいかなる存続論理もついでる」『日本の論点'93』(文藝春秋、1992年) p. 512

否定側立論

肯定側のプランによって起こるデメリットを述べます。

デメリット1は「凶悪犯罪の増加」です。

発生過程を説明します。

1. 死刑には犯罪抑止力があります。

小田^{すずむ}晋、筑波大学教授は『人はなぜ犯罪を犯すのか？』1994年⁶の中で以下のように述べています。引用開始。

「団藤重光氏が『死刑廃止論』で、「死刑に犯罪抑止力はない」と述べていることから、一見これは定説となっているように見えます。しかし、死刑の抑止力（デテラント・エフェクト）についての文献をみれば、必ずしもそうはいえないことがわかります。というのも、現在では、せいぜい死刑の犯罪抑止力について統計的に証明できるか、という問題をめぐって賛否の議論があるだけだからです。たとえば、アメリカの犯罪研究者であるS・スタックは、多くの社会学者が主張する、死刑に犯罪抑止効果はないという考えに対立して、死刑執行が公表された場合、それは強い殺人抑止力を持つと論じました。彼によると、広く公表された死刑執行は、一九五〇年～八〇年の間に少なくとも四八〇人の無辜の人命を救ったとされています。」引用終了。

このように死刑には犯罪抑止力があります。この抑止力のある死刑を廃止してしまうと、犯罪が増加します。

2. 無期懲役囚の仮出獄による再犯です。

死刑がなくなると最高刑が無期懲役となります。無期懲役は15年もすれば仮出獄できます。本来であれば死刑になる者が、無期懲役になり仮出獄することによって、再び犯罪を犯すことがあります。

証拠資料を引用します。出典は朝日新聞死刑制度取材班『死刑執行』1993年⁷です。引用開始

「日本の実例をひとつ挙げると、死刑に値する事件の被告が死刑にならなかったために、再び人を殺すというような犯罪を起こして、最後には死刑になる例は珍しくありません。」引用終了。

深刻性を説明します。

凶悪犯罪が1件でも増えれば、それに伴って何人かの尊い命が失われることとなります。そのうえ凶悪犯罪の増加は、社会不安を招きます。とても深刻な問題です。

⁶ 小田晋（筑波大学教授）『人はなぜ犯罪を犯すのか？』（はまの出版、1994年）p. 231

⁷ 朝日新聞死刑制度取材班『死刑執行』（朝日新聞社、1993年）p. 140

デメリット2は「被害者感情の無視」です。

発生過程を説明します。

遺族の報復感情は無視できないものです。

参議院議員の佐々木知子氏は、『日本の司法文化』2000年⁸の中で以下のように述べています。引用開始。

「自らの欲望のためだけに人を惨殺した人間と、なんの罪もなく惨殺された人間。それなのに、人権がまるで前者のためにだけあるように聞こえるのはなぜだろうか。それとも殺されてしまった者はもう戻らないから、もはや考えなくてもいいというのだろうか。それこそ人道の対極ではないのか。少なくとも遺族の絶望的な悲しみと怒り、人間として当然にある報復感情が無視されていいはずはない。」引用終了。

死刑を廃止してしまうと、このような遺族の被害者感情、報復感情が無視されてしまいます。

深刻性を説明します。

遺族の被害者感情、報復感情を癒す死刑制度は、社会秩序に欠かせない刑罰です。

藤永幸治、帝京大学教授は『日本の論点'97』⁹の中で以下のように述べています。引用開始。

「しかし、犯人が利己的欲望充足のためのみ、なんらの落ち度もない人を理由なく殺害し、そのかけがいのない人生を生きる権利を奪ったことに相応し、また、その遺族の被害・応報感情を癒す制裁としての死刑は、人が安心して住める平穏な社会秩序に欠かせない刑罰といわねばならない。」引用終了。

このように深刻なデメリットが発生してしまうため、死刑は廃止すべきではありません。

⁸ 佐々木知子（参議院議員）『日本の司法文化』（文藝春秋、2000年）pp.202-203

⁹ 藤永幸治（帝京大学教授）「死刑がなければ遺族の感情は癒されず、社会秩序は維持できない」『日本の論点'97』（文藝春秋、1996年）p. 676

証拠資料

●宮本倫好（みやもとのりよし、文教大学国際学部教授）『死刑の大国アメリカ』（亜紀書房、1998年）pp. 16-17

死刑制度が現実には、凶悪犯罪に対しどれだけ抑止効果を発揮しているかの証明は、実は非常に困難だ。たとえばノースカロライナ大学のステファン・レイソン教授は「一人死刑にすると平均十八件の殺人が抑止されている。死刑宣告を1%増やすと、一〇五件の殺人が予防される」と発表しているが、これとても大きな異論がある。たとえば、死刑実施州の方が廃止州より凶悪犯が少ないとはいえない。それどころか、高い殺人率を持つ二〇州のうち一八州が死刑を実施している。殺人の多い二〇市のうち一七市は死刑実施州にある。

●原裕司（記録作家）『なぜ「死刑」は隠されるのか？』（宝島社、2001年）p. 175

警視庁のまとめによると、一年間に発生する殺人事件は一千件台で推移している。殺人容疑を含め、送検される件数は、その数字をやや上回っている。一方で、年間に死刑が確定するのは十人前後にすぎない。つまり単純に計算して、殺人事件で死刑になる確率は、わずか1%に満たないことになる。この数字を念頭に、「被害者人権問題」を考えてみよう。仮に死刑執行によって遺族が慰謝されると考えると、殺人事件で遺族が慰謝される確立は、わずか1%にしかない計算になる。残る九九%は慰謝されないことになるわけだ。つまり死刑執行によって被害者の人権が守られるのは、わずか1%という数字になる。

●『死刑と情報公開（年報・死刑廃止 99）』（インパクト出版会、1999年）p. 98

日本では刑確定後であっても誤った判決に対して裁判所に再審請求を申し立てることができる。しかし、再審請求理由は、著しく制限され、無罪

あるいは免訴、刑の免除あるいは軽い罪を認めるべき明らかな証拠が存在し、しかもそれが新たに発見された場合等に限定されており、再審請求を実質上不能ならしめている。また、再審請求手続においても、再審を開始するか否かの審査手続に関する規定がなく、裁判所の数量に基づく非公開の調査の下にその可否が判断され、請求人あるいはその弁護人には、裁判所に出頭して意見を述べたり、捜査機関に証拠の開示を求めたり、証人を召喚して尋問したり、鑑定を求めたりする手続や権利が保障されておらず、裁判所をして再審を開始させることが著しく困難となっている。

●法務省法務総合研究所編『平成11年版 犯罪白書』（1999年）pp. 90-91

再犯率は、仮出獄者についてはおおむね1%前後で、また、保護観察付き執行猶予者についてはおおむね30%台で、それぞれ推移している。平成10年における再犯率は、仮出獄者が1.0%（131人）、保護観察付き執行猶予者が35.5%（1,750人）となっている。さらに、受理時の罪名別（終了者数が100人未満のものを除く。）に再犯率を見ると、仮出獄者では、殺人（3.3%）が最も高く、次いで、強盗（2.9%）、銃刀法違反（1.8%）の順、保護観察付き執行猶予者では、覚せい剤取締法違反（42.4%）が最も高く、次いで、窃盗（41.4%）、傷害（36.4%）の順となっている。なお、仮出獄者のうち受理時罪名が殺人、強盗である者の再犯の内容は、交通違反や業過などの交通事犯が4割以上を占め、同種事犯はなかった。

●原裕司（記録作家）『なぜ「死刑」は隠されるのか？』（宝島社、2001年）pp. 140-141

たとえば、オウム事件の被告人のなかに、犯行時、死刑制度を意識した人間がいるだろうか。意識していたら、犯行をとどまったのだろうか。彼らは、サリンを地下鉄の車両に設置した瞬間、日本には死刑制度があると考えただろうか。逆に、死刑制度が凶悪犯罪を誘発しているという考えも成り

立つのではないか。死刑制度があるから、自殺願望の人間が簡単に人を殺すというケースすら、最近では見受けられる。人を殺すことで死刑になれると思ひ込み、死刑制度があるから殺人に走るのだ。そうすると、死刑＝威嚇力という論拠は限りなく「幻想」に近づいていく。

●菊田幸一（きくたこういち、明治大学法学部教授）『いま、なぜ死刑廃止か』（丸善ライブラリー、1994年）p. 54

むしろ死刑の存在が犯罪を誘発する。犯罪学者はこれを「拡大自殺」とよんでいる。世間に反発し、自分だけでは解決できず、自殺もできない者が人を殺すことによって死刑を願望する。死刑の存在がつぎの殺人を誘発している。戦後の大量殺人者として知られている小平義雄、栗田源蔵、大久保清などは、むしろ死刑があるため、連続殺人を犯したことがはっきりしている。一人を殺すよりも複数人を殺した方が裁判に時間がかかり、得をするのだ。

●河上和雄（弁護士、元最高検公判部長）『「犯罪捜査と裁判」基礎知識』（講談社、1998年）p. 298

しかし殺人犯を制裁するには、死刑を完全に廃止するわけにはいかない。死刑以外には罪を償わせる方法がない殺人犯も、確実にいるのだ。世の中には、これが同じ人間のすることかと思うような犯罪を平気で犯す者もいるのだ。それに、死刑を免れた殺人犯の中には、出所してから再び殺人を犯す者も少なくない。被害者の遺族の感情や世論を納得させるには、やはり死刑制度を残しておくべきではないだろうか。ただ、やたらに死刑判決を出すのは賛成できない。死刑制度そのものは必要だが、その適用はできるだけ少ないほうがいいというのが、筆者の基本的な考え方である。

●朝日新聞死刑制度取材班『死刑執行』（朝日新聞社、1993年）p. 144

座談会「死刑廃止の流れ どう受け止める」中の、

植松正一（一橋大学名誉教授）の発言

有名な弁護士が「無期懲役は誤判の吹きだまりだ」と言ったことがあります。つまり、死刑にしようかどうしようかと考えた時に、（本当に有罪かどうか）心配になれば、無期懲役にする、というわけです。でも、それだけ死刑が慎重に行われている、ということも事実でしょう。誤判で無期懲役になっても大変なことです。無期でなくても、数年間刑務所に入れば、人生がまるで変わってしまいます。刑が重ければ、よけい誤判のないように努力しなければなりません。死刑には、それだけ誤判を少なくする努力を十分注いでいるということが言えるのではないのでしょうか。

●小田晋（筑波大学教授）『「世紀末日本」の精神病理』（文藝春秋、1995年）p. 194

しかし、児童に対する営利誘拐殺人が、近年、きわめて少ない件数に抑制されているのは、一連の事件が起きた昭和30～50年代を通じて、「これだけは例外なく死刑になる」ということが「相場」になっているからではないだろうか。確かに死刑が全ての犯罪を抑制することはできないが、それが絶対に行われたいという見通しは、その犯罪に対する「歯止め」の1つを失わせるのではないだろうか。

●森田泰元（広島県福山市議会議員）『諸君』（1993年6月号）pp. 108-109

私は、他人の人権を犯した人が逮捕され、刑を受けるということは、その犯人の人権が制限されることだと思っている。そして、死刑が人権を完全に抹殺するものだというのが、法の手続きを踏んで死刑を宣告された凶悪犯には、すでに人権はないのだ、と考えます。つまり、繰り返し言いたいのですが、犯人の人権が百パーセント抹殺されてもしかたがないような犯罪が、やはりこの世の中にはある。